

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
第二次 質問及び回答（入札説明書）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
1	入札説明書		1	1							入札に位置付け	第一次質問回答(No. 135)に実施方針のリスク分担表に修正事項がないためとありますが、その時点以降に放射能のリスクが顕在化しております。また事業契約書(案)等にも放射能のリスク分担の記載はありません。想定され得る放射能リスクについて分担表の明確なご提示をお願いいたします。	本事業における消化汚泥等に含まれる放射性物質の標準的な範囲等については、入札説明書等に関する質問回答(第一次及び第二次)等においても示しておりますので、改めてリスク分担表での提示はいたしません。
2	入札説明書		1	1							入札の位置付け	第一次回答No. 135では、リスク分担表の提示予定はないとのことですが、前例のない放射能のリスクが顕在化しております。官民間のリスク分担を明確にするためにも、改めてリスク分担表の提示をお願いします。	No 1 の回答を参照してください。
3	入札説明書		2	2	1	(5)					事業の目的	第一次質問回答(No. 6)のご回答に「本事業にあたっては～経済性及び“市内外”での環境負荷の軽減についても配慮してください。」とあります。「“市外”での環境負荷の軽減を配慮する」のであれば、“市外”での温室効果ガスの削減量も評価(定量評価)していただけないでしょうか。	市外における環境負荷の軽減については、定量的な評価ができない項目にて評価いたします。
4	入札説明書		3	2	1	(6)	エ	(7)	b	(i)	建設に関する業務 No16	「その他本事業を実施する上の必要な業務」は横浜市殿との協議や提案により生じる業務とありますが、更に具体的に想定される内容をお示し下さい。	協議や提案によりますので、現時点において具体的にお示しするものではありません。
5	入札説明書		4	2	1	(6)	オ	(7)	a		選定事業者の収入	第一次質問回答(No. 25)にて“建設負担金不要”となり、修正された入札説明書の支払に関する記載の中でも横浜市殿契約規則に基づき計算するとありますので、設計建設部分の支払については、交付金の適用率に影響されることなく、出来高に応じて全額お支払いいただけると理解しておりますが、理解に相違ないでしょうか。	交付金の適用率等により変動する可能性はあります。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
第二次 質問及び回答（入札説明書）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
6	入札説明書		4	2	1	(6)	オ	(7)	a		選定事業者の収入	設計建設部分の支払について、出来高に応じて全額お支払いいただける場合、長期的な資金借入は不要となり、金融機関等が本事業に関わる必要性がなくなると考えますが理解に相違ないでしょうか。横浜市殿公示の各種説明資料における金融機関等からの借入を前提とした記述（直接協定、モックアップ等）について、修正対応をお願いいたします。	事業年度ごとの出来高に応じて分割で支払う予定となるのは、設計に関する業務及び建設に関する業務の対価のうち交付金相当額となります。
7	入札説明書		4	2	1	(6)	オ	(7)	a		選定事業者の収入	第一次質問回答(No. 25)にて“建設負担金不要”との記載がありますが、横浜市殿のご見解が、“建設負担金は不要だが、設計建設部分は交付金適用部分のみ支払(サービス購入料A1)、残りは金利を含めた20年割賦払い(サービス購入料A2)”である場合の質問です。横浜市殿が本来出来高に応じて支払うべき代金の一部を20年割賦払にするという、本事業の支払条件の一部であると理解いたしますので、設計・建設業務を遂行する者への支払い条件を横浜市殿の支払条件にリンクさせることで、長期的な金融機関からの資金借入を不要とする提案(業務遂行者の金利負担分はサービス購入料A2割賦金利から充当)も成り立つと考えますが、理解に相違ないでしょうか。その場合、横浜市殿公示の各種説明資料における金融機関等からの借入を前提とした記述（直接協定、モックアップ等）の修正対応をお願いいたします。	市と金融機関等が連携することにより、多様な方法で事業の財務状況等に関するモックアップを行うことが可能であり、事業の安定性を高めることができると考えられるため、金融機関等からのプロジェクトファイナンス形態での借入を含む資金調達計画とし、モックアップは、モックアップ基本計画「3 モックアップ体制」にお示ししたとおり、市、SPC及び金融機関等による実施といたします。
8	入札説明書		4	2	1	(6)	オ	(7)	a		選定事業者の収入	第一次質問回答(No. 26)にて、サービス購入料Aの内容について、入札説明書36頁の「サービス購入料の構成」に関する表を参考に。とありますが、更に具体的にお示し下さい。	交付金は、国へ申請後、内示により確認するため、入札説明書36頁に記載した以上に具体的な項目をご提示することはできません。なお、交付金については、「下水道事業の手引き」（国土交通省都市・地域整備局下水道部下水道事業課 監修）を参考としてください。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
第二次 質問及び回答（入札説明書）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
9	入札説明書		6	2	2						予定価格	第一次質問回答(No. 33)について、多様な燃料化方式が可能である本事業の予定価格算出根拠の提示が、なぜ競争性確保を阻害するものとなるのでしょうか？理由をお示し下さい。	市が発注する公共事業では、一般的に入札予定価格算定の詳細を公表していません。これは、入札予定価格の詳細を公表してしまうと、それ以降に同様の事業を実施する場合に、入札予定価格が推測され、入札の効果が損なわれるためです。本事業では、事業の特殊性を鑑み、入札予定価格は事前公表としていますが、今後の他都市を含めた類似事業の実施可能性を考慮し、入札予定価格算定の詳細は非公表としています。
10	入札説明書		7	3	1	(1)	エ				入札参加者の構成等	燃料化物の有効利用にあたる者の重複参加の理由として、第一次質問回答(No. 37)で「有効利用業務にあたる者は、他業務に比較して業務を遂行できる者が少ないと想定したから」とあります。遂行できる者が少ないと想定しながら、落札者決定基準に関し、「燃料を利用する施設が横浜市内になければ評価されません」との第一次質問回答(落札者決定基準No. 21)があり、市の考え方として、本事業における有効利用業務を遂行できる者を限りなく限定していると理解しておりますが、理解に相違ないでしょうか。あわせて、市が遂行できる者をどう想定し、どう限定したのか、横浜市殿の判断基準についてご教示ください。具体的な回答を求めているため、No.** 参照 とのご回答ではなく、市のご見解の明記をお願いいたします。	御質問にある前回落札者決定基準の質問回答No.21については、燃料購入窓口会社のみの設置は「横浜市地球温暖化対策実行計画」への取り組みにそぐわないとの考えに基づくもので、有効利用業務にあたる者に関する提案を阻害するものではありません。また、燃料化方式は新しい技術であるため、全国的にも下水汚泥の燃料化物を有効利用している施設は少ないものと想定されるため、前回質問回答No. 37のとおり御回答したものです。なお、本事業においては、有効利用業務にあたる者は入札説明書等に記載された資格を満たしていれば、施設の所在地にかかわらず参加可能としており、資格の限定は行っておりません。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
第二次 質問及び回答（入札説明書）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
11	入札説明書		7	3	1	(1)	エ				入札参加者の構成等	<p>応募グループの構成員及び協力会社並びにその企業の子会社又は親会社は、他の応募グループの構成員及び協力会社になることはできないとありますが、グループの構成会社は同じであるが、組成が異なる場合は他の応募グループに該当しないとの理解で宜しいでしょうか。</p> <p>この場合、グループの組成は入札までに確定させて応札できるよう、入札参加資格申請は個々の組成で申請できるとの理解で宜しいでしょうか。</p> <p>A社（代表企業）+B社+C社+D社で構成する応募グループと、B社（代表企業）+A社+C社+D社は同じ応募グループであるが、入札参加資格申請は各々行えるものと解釈しております。</p>	グループの構成会社は同じであっても、組成が異なる場合は他の応募グループに該当いたします。このため、お示しの例では重複参加となり、入札参加資格申請を各々が行うことはできません。
12	入札説明書		9	3	1	(2)	イ				各業務にあたる者の資格要件	<p>現在、市への入札参加資格申請では、委任先である営業所にて登録していますが、本事業で実施予定の業務の一部を本店登録しているため、会社として（本店名）にて本件入札資格申請を行うということよろしいでしょうか。</p>	基本的には御理解のとおりです。ただし、「平成23・24年度横浜市一般競争入札有資格者名簿」に記載されている本社所在地及び代表者氏名にて申請を行う場合に限りです。
13	入札説明書		9	3	1	(2)	イ				各業務にあたる者の資格要件	<p>各業務にあたる者の資格要件として、「平成23・24年度横浜市一般競争入札有資格者名簿に登録されている」必要がありますが、入札参加資格申請時に提出する入札参加者の資格を称する書類とは、貴市電子入札システムで確認できる登録内容を印刷して提出することで宜しいでしょうか。</p>	最新の登録内容が確認できる書類であれば、差し支えありません。なお、「横浜市物品等又は特定役務に関する契約の特例を定める規則」（平成7年横浜市規則第136号）に基づき、「平成23・24年度横浜市一般競争入札有資格者名簿」へ登録の申請を行う場合には、申請の際に提出した書類を添付してください。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
第二次 質問及び回答（入札説明書）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
14	入札説明書		9	3	1	(2)	イ	(エ)	b		各業務にあたる者の資格要件	「環境への負荷の低減に関する指針に基づき協議を行う。」とあり、環境への負荷の低減に関する指針に「特別な事情がない限り、気体燃料とすること。」とありますが、固形燃料は市内で利用できるか否かのご回答がなぜ守秘義務の観点で公表できないのでしょうか。	守秘義務の観点で公表できないのは、横浜市内で固形燃料を利用可能な全ての企業・施設等についての御質問に対して御回答したものです（前回質問回答No. 42、43）。固形燃料を市内で利用できるか否かは、個別に詳細を確認のうえ判断することになります。なお、市内にて固形燃料を利用している企業のうち、市が知りうるものについては、守秘義務の対象になると考えています。
15	入札説明書		9	3	1	(2)	イ	(エ)	b		各業務にあたる者の資格要件 No42	「環境への負荷の低減に関する指針に基づき協議を行う。」とあり、環境への負荷の低減に関する指針に「特別な事情がない限り、気体燃料とすること。」とありますが利用できるとする場合の解釈のご提示がなぜ守秘義務の観点で公表できないのでしょうか。	No14の回答を参照してください。
16	入札説明書		9	3	1	(2)	イ	(エ)	b		各業務にあたる者の資格要件	当社での調査の結果、横浜市内で固形燃料(石炭)を利用している業者は、1社のみです。（横浜市環境研究所報32号P134でも「市内の石炭代替燃料としてのユーザーは火力発電所1社のみ」とございます。）固形燃料の価格を1,000円/トン以上と入札説明書に記載があることから、より高い価格で固形燃料を購入することを考えると1社だけでは公正な取り引きならず、適正な価格にならないと考えられます。市外業者の温室効果ガスの削減量も評価(定量評価)していただき、市外業者も市内業者と同条件にて扱っていただけないでしょうか。	本事業では、燃料化物について固形燃料のみに限定しているものではありません。また、固形燃料の場合における燃料化物の単価については提案となります。なお、燃料化物の有効利用先については市内に限定しておらず、市外で利用も可能です。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
第二次 質問及び回答（入札説明書）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
17	入札説明書		9	3	1	(2)	イ	(エ)	b		各業務にあたる者の資格要件	第一次質問回答(No. 42)について、「環境への負荷の低減に関する指針に基づき協議を行う。」とあり、環境への負荷の低減に関する指針に「特別な事情がない限り、気体燃料とすること。」とあります。横浜市内にて固形燃料が利用可能な全ての企業・施設等を具体的にご提示がなぜ守秘義務の観点から公表できないのでしょうか。本事業における競争性確保を阻害する要因となるため、情報公開をお願いいたします。	No14の回答を参照してください。
18	入札説明書		9	3	1	(2)	イ	(エ)	b		各業務にあたる者の資格要件	第一次質問回答(No. 140)について、横浜市殿の指針では、放射性物質は有害物質の対象外のため、国等の基準、指針等に準ずれば、放射性物質（セシウム）を含む燃料化物を市内で有効利用が出来るとのこと判断でしょうか。	基本的には御理解のとおりです。ただし、国等の基準、指針等に準じていても、社会情勢等を勘案して、近隣住民の方々への説明等が必要となる場合があります。
19	入札説明書		9	3	1	(2)	イ	(エ)	b		各業務にあたる者の資格要件	横浜市内における放射性物質を含む燃料化物の使用許可について第一次質問回答(No. 138)では、放射性物質の濃度等について国の判断基準を勘案し判断することですが、使用許可が得られる放射性濃度（セシウム総量）の値をお示し下さい。	燃料化物の形状等によるため、使用許可が得られる放射性物質の濃度をご提示することはできませんが、国の判断基準（災害廃棄物安全評価検討会（環境省）の資料、原子力災害対策本部からの通知等）により示された再利用（副次産物の利用）に関する内容、社会情勢等を勘案し判断することとなります。
20	入札説明書		9	3	1	(2)	イ	(エ)	b		各業務にあたる者の資格要件	第一次質問回答No. 136に、環境への負荷の低減に関する指針では、放射性物質は「有害物質の発生防止における有害物質」の対象外となっていることですが、環境基本法第十三条に放射性物質に関する記載があるため有害物質と考えてよろしいでしょうか。	放射性物質の取り扱いについては、原子力基本法その他関係法律で定めるところによって、その性状や濃度等を元に判断されます。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
第二次 質問及び回答（入札説明書）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
21	入札説明書		9	3	1	(2)	イ	(エ)	b		各業務にあたる者の資格要件	第一次質問回答No. 136の「放射能に関する対応として国等の基準、指針等に準じる事」とは具体的何の基準および指針ですか、教えてください。	原子力基本法等の各種法令及び告示のほか、電離放射線障害防止規則等の規則、並びに原子力安全委員会、原子力災害対策本部及び国土交通省からの通知等の基準、指針等に準じます。
22	入札説明書		9	3	1	(2)	イ	(エ)	b		各業務にあたる者の資格要件	第一次質問回答No. 141について、「燃料化物の有効利用業務にあたるものは・・・施設がある地域の自治体と協議し承諾を得ることとする。」とありますが横浜市以外の自治体と放射性物質を含む有価燃料化物の利用を協議する場合、クリアランスレベル以上の濃度では承諾を得る可能性が極めて低くなります。そのため本事業自体が横浜市内限定で完結するスキームでしか成立しないこととなります。競争性の確保が不十分な事業となることを想定されませんか	燃料化物の有効利用については、燃料化物を利用する予定の施設がある地域の自治体の判断によります。
23	入札説明書		14	4	1						入札スケジュール	放射性物質の対応については、国の基準や指針等が示されているものの、未だ基準や指針等の適正さや見直しの必要性が議論されている状況にあり、また公表された基準や指針も、国民に広くコンセンサスが得られているとは言い難い状況にあります。 このような中、事業者は本事業における放射性物質の取り扱いに係るリスクの見極めを暗中模索しているのが実状であり、判断如何によっては事業の健全な運営に大いに支障をきたすことを懸念しております。 本件に先行して公募された『千葉県手賀沼流域下水汚泥固形燃料化事業』では、上記背景のもと、事業着手の延期がなされていることを鑑みると、放射性物質の取扱いに関する国の基準や指針等の市民のコンセンサスが得られ、その基準、指針等に基づいて安全とされる燃料化物の有効利用が支障なく行えると判断される時期まで、本事業の入札スケジュールを先送りされるよう検討頂けないでしょうか。	入札スケジュールの変更は行いません。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
第二次 質問及び回答（入札説明書）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
24	入札説明書		27	6	1	(1)	イ	(ア)			基本協定の締結	第一次質問回答(No. 64)に「“基本的には”できません」とありますが、基本的以外とはどのような場合かご教示願います。	将来どのような状況になるか現時点で完全に予測することは不可能であることから、不測の場合でも対応できるようにしているものです。
25	入札説明書		28	6	1	(3)	キ				事業契約の締結	第一次質問回答(No. 70)に「“基本的には”御理解のとおりです」とありますが、基本的以外とはどのような場合かご教示願います。（他のご回答では、「御理解のとおりです」となっています。）	No24の回答を参照してください。
26	入札説明書		31	6	3	(1)					基本的考え方	市と選定事業者の責任分担の基本的考え方について、「市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負う」とされておりますが、放射性物質について事業者を悩ませている問題は、たとえ国の基準、指針等によって安全性が示されても、風評や社会環境によっては燃料化物を有効利用できない事態に陥るリスクがあることに加え、これを保険等でリスクヘッジすることが現実的に困難であります。 したがって、放射性物質に係るリスクは、事業者が負うべき合理的な理由がない限り、放射性物質についての損害賠償請求権を有すると思われる市の負担とするよう明記願います。	放射性物質が含まれている消化汚泥等の取り扱い及びそれに関するリスク分担については、国等の基準、指針等、社会情勢等を勘案し、具体的な内容により個別に検討することになります。
27	入札説明書		31	6	3	(3)	(ア)				金融機関等との直接協定の締結	直接協定の内容として入札説明書に記載の事項はあくまで例示であり、記載内容、記載文言については貴市と個別に協議させていただいて決定する、との認識でよろしいでしょうか。	直接協定の内容として入札説明書に記載の事項は、市として要望する事項です。具体的な文言については、個別協議が可能です。
28	入札説明書		31	6	3	(3)	(エ)				金融機関等との直接協定の締結	直接協定の内容として入札説明書に記載の事項はあくまで例示であり、記載内容、記載文言については貴市と個別に協議させていただいて決定する、との認識でよろしいでしょうか。	No27の回答を参照してください。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
第二次 質問及び回答（入札説明書）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
29	入札説明書		31	6	3	(3)					金融機関との直接協定の締結	第一次質問回答(No. 77)がございしますが、資金調達先は構成員の親会社のみならず、構成員自身であっても問題はないでしょうか。	No7の回答を参照してください。
30	入札説明書		31	6	3	(3)					金融機関との直接協定の締結	「直接協定は金融機関等との締結が原則」との回答(入札説明書No. 75)がございしますが、資金調達先が構成員の親会もしくは構成員自身である場合、直接協定締結の原則から除外いただく等の配慮をしていただけると理解してよろしいでしょうか。	No7の回答を参照してください。
31	入札説明書		31	6	3	(3)					金融機関との直接協定の締結	資金調達先が構成員の親会社もしくは構成員自身である場合、市が金融機関等を行う財務状況等に関するモニタリングの実施方法については、別途ご検討・ご配慮いただけると理解してよろしいでしょうか。	No7の回答を参照してください。
32	入札説明書	1	36	1	(1)						サービス購入料の構成	建設負担金が不要となり、設計建設部分は交付金の適用率に影響することなく、全額支払っていただくと理解しますので、A1およびA2の算定項目欄の記載内容の変更をお願いいたします。	No6の回答を参照してください。
33	入札説明書	1	36	1	(1)						サービス購入料の構成	A2の割賦金利の算出方法について、第一次質問回答(No. 91)に記載がございしますが、金利計算方法(元利均等/元金均等 等)は事業者側の提案によるものであり、その提案通りにお支払いいただけると理解してよいでしょうか。	金利計算方法は元利均等方式としてください。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
第二次 質問及び回答（入札説明書）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
34	入札説明書	1	37	1	(2)	ア	(ア)				サービス購入料A1	第一次質問回答(No.83)に記載はございますが、当初予定より交付金が減額されると、資金調達額の増加等、事業者の資金計画に多大な影響を及ぼしますので、減額分は市にてご負担いただくよう、あらためて強く要望いたします。交付金の適用率・額は、発注者である市の資金調達の問題であり、事業者が負うべきリスクではないことにご配慮お願いいたします。	交付金の減額分は、事業者にてご負担いただくようお願いいたします。
35	入札説明書	1	38	1	(2)	ア	(ア)				サービス購入料A1	交付金の増減については貴市の資金調達にかかる問題ですので、サービス購入料A1については交付金の減少があった場合においても、提案金額をお支払頂けるよう変更して頂けませんでしょうか？リスク分担保表においても資金調達に関しては民間が負うリスクは民間の資金調達にかかることに限定されております。	No34の回答を参照してください。
36	入札説明書	1	38	1	(2)	ア	(ア)				サービス購入料A1、A2	第一次質問回答（入札説明書）No.85にて、「交付金額は、・・・事業契約締結前には確定します」とありますので、万が一事業契約締結後に交付金額が変更となった場合でも、サービス購入料A1、A2の各金額は変動しないとの理解でよろしいでしょうか。資金調達上重要な事項ですので確認をさせていただきます。	事業契約締結後においては、基本的には御理解のとおりです。ただし、別紙1の「2 サービス購入料の改定（物価変動等による改定）」にお示した通り、物価変動に基づき改定された場合には、割賦元本等も変更されるため、サービス購入料A1、A2の各金額も変動します。
37	入札説明書	1	38	1	(2)	ア	(ア)				サービス購入料A1	第1回質問及び回答（入札説明書）の83にて、交付金の「減額分は事業者にて負担」との記載がありますが、入札時点では未確定なるも、「具体的な金額は事業者選定後に国に申請し、事業契約前に確定する。」ことから、同（事業契約書案）の88のご回答にある通り、事業契約締結後は確定値（その後の減額は無い）であり、サービス購入料A1の減額は生じないとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約締結後においては、基本的には御理解のとおりです。ただし、別紙1の「2 サービス購入料の改定（物価変動等による改定）」にお示した通り、物価変動に基づき改定された場合には、サービス購入料A1の金額が変動します。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
第二次 質問及び回答（入札説明書）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
38	入札説明書	1	38	1	(2)	イ	(7)				サービス購入料A2	前回の質問回答No91において、「割賦金利の計算は元利均等でも、元金均等でも差し支えない」旨の回答ですが、割賦金利の支払方法については貴市にて、提示して頂けませんでしょうか？	No33の回答を参照してください。
39	入札説明書	1	38	1	(2)	イ	(7)				サービス購入料A2	前回の質問回答No92において「市の責めによる場合」とありますが、交付金が減額される場合も含まれるという理解でよろしいでしょうか？	基本的には御理解のとおりです。ただし、物価変動等による改定に基づく交付金の減額は除きます。
40	入札説明書	1	38	1	(2)	イ	(7)				サービス購入料A2	第1回質問及び回答(入札説明書)の92にて、「貴市の責めによる場合以外は事業者負担」とのご回答ですが、貴市の責めに帰すべき事由に、国の決定による交付金の変動も含むという理解でよろしいでしょうか。	No39の回答を参照してください。
41	入札説明書	1	38	1	(2)	イ					サービス購入料A2(分割支払分)	第一次質問回答(No. 99)に「“基本的には”御理解のとおりです」とありますが、基本的以外とはどのような場合かご教示願います。(他のご回答では、「御理解のとおりです」となっています。)	No24の回答を参照してください。
42	入札説明書	1	42	2	(1)	ア	(ウ)				単品スライド	改定方法にて「契約日が属する月の物価変動指数と、建設工事着工日が属する月の物価変動の指数とを比較し、3%を超える変動があった場合、以下の通り改定を行うこととする。」とありますが、「建設工事着工日」の定義をお願い致します。 例えば 1) 解体業務予定開始日(若しくは実質開始日) 2) 土木工事予定開始日(若しくは実質開始日) 3) 設備工事予定開始日(若しくは実質開始日) また、設備工事費にのみ調整を行うということより上記3)にして頂くよう検討願います。	現時点では設備工事の着工日を想定しています。
43	入札説明書	1	42	2	(1)	イ	(7)	a			単品スライド	第一次質問回答(No. 110)について、「価格に著しい変動を生じ」とありますが、“著しい”について具体的な数値を含めた定義について状況により一概に定義できないことは理解できますが、横浜市殿で想定している目安をご提示下さい。	現時点で想定している目安はありません。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
第二次 質問及び回答（入札説明書）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
44	入札説明書	1	46	4							サービス購入料に関する補足説明（表1）	サービス購入量B2の計算式の単位について、処理単価の単位は[円/t]の誤記と思われますがいかがでしょうか。	御理解のとおりです。修正いたします。
45	入札説明書	1	46	4							サービス購入料に関する補足説明（表1）	サービス購入量B4の計算式の単位について、必要な電力量及び提示単価の単位は、それぞれ[kWh/t]、[円/kWh]の誤記と思われますがいかがでしょうか。	御理解のとおりです。修正いたします。
46	入札説明書	2	48	1							燃料化物の初期単価	第一次質問回答No. 147の「災害廃棄物安全評価検討会（環境省）の資料等」とありますが、廃棄物ではなく有価の燃料化物に関する法的根拠がどこに書かれているのか具体的に教えてください。	災害廃棄物安全評価検討会（環境省）の資料、原子力災害対策本部からの通知等には、再利用（副次産物の利用）に関する内容も含まれていますので、これらの資料等によります。
47	入札説明書	2	48	2	(2)						算定式	第一次質問回答(No. 127)に「“基本的には” 御理解のとおりです」とありますが、基本的以外とはどのような場合かご教示願います。（他のご回答では、「御理解のとおりです」となっています。）	No24の回答を参照してください。
48	入札説明書	4	50	1							副産物の処理における役割分担	選定事業者より処分業者を提案することとなっておりますが、この事業での副産物にはセシウムが含有された脱水汚泥より製造される副産物のため、放射性物質（セシウム）を含む廃棄物となります。事業者からの処分業者の提案は非常に困難となります。第一次質問回答(No. 148)では副産物の処分が困難となった場合には協議となっておりますが横浜市殿保有の南本牧最終処分場でさえ受入不可（凍結）となっているため、現時点がまさに処分（提案）が困難な状況です。放射性副産物処分の方針をお示し下さい。	提案した副産物の処分が、国等の基準、指針等により困難となった場合には、市の所有地に保管を行う等のスキームの変更も含めて協議を行います。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
第二次 質問及び回答（入札説明書）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
49	入札説明書	4	50	1							副産物の処理における役割分担	<p>貴市による、国の埋立基準を満たす放射性物質を含む下水汚泥焼却灰の南本牧廃棄物最終処分場への埋立処分計画が、処分場の周辺住民の要請や市議会からの指摘によって計画凍結となっていること、また今日微量の放射性物質を含む松明や花火までもが利用地の住民によって拒絶されている報道を鑑みると、たとえ国等の基準や指針等が示されても、実際にはその基準や指針等に基づいた処理ができない事態が十分想定され、一事業者が放射性物質を含む副産物を処理できる提案を行うこととは現実的には非常に困難であると思料します。</p> <p>したがって、放射性物質を含む副産物の処理は、処分先の手配等を含め、貴市が行うよう変更願います。</p>	No48の回答を参照してください。